

丹波市多文化共生推進基本方針

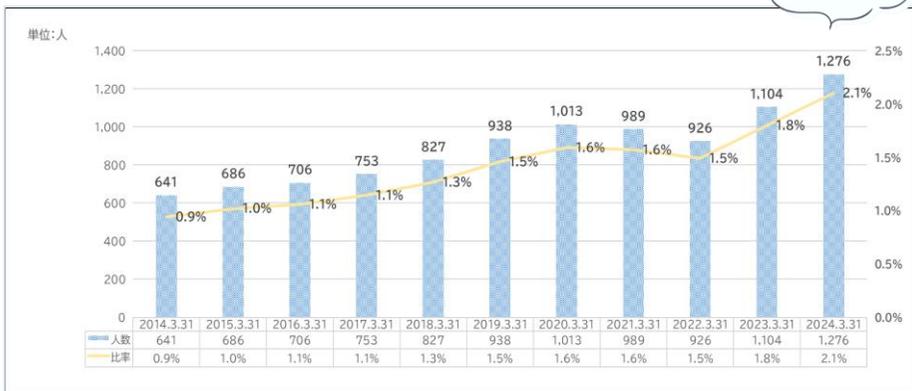
丹波市に住む外国人市民は年々増加し、定住化も進んでいます。こうしたことから、地域、学校、職場など様々な場所で課題が顕在化しており、外国人市民を一時的な滞在者としてではなく、「生活者」として認識する視点が大切です。

丹波市では、「丹波市多文化共生推進基本方針」に基づき、「外国人市民が安心して日常生活を営み、地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち 丹波市」をめざし、取り組めます。

丹波市の外国人市民の現状

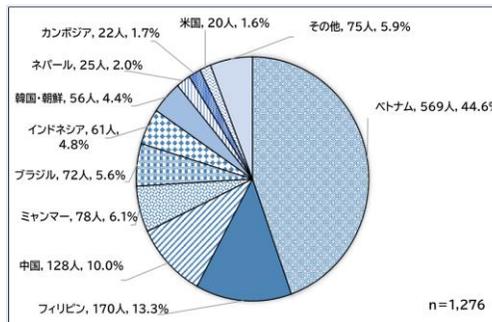
【外国籍の市民の推移】 丹波市住民基本台帳各年3月末時点

10年間で
約2倍の人数!



人数、比率ともに増え続け、今では丹波市の2%以上が外国人市民です

【国籍別・在留資格別の人数】 丹波市住民基本台帳2024年3月末時点



ベトナム、フィリピン、中国の順で多く、一番多いベトナムは全体の44.6%を占めています。技術・人文知識・国際業務や特定技能など就労資格が多いです。

アンケート調査結果から見る現状の課題

【外国人の人権に関すること】 30%以上の回答者が、外国人市民への差別・偏見を見聞きしたことがあると回答しています。

【生活環境】 外国人市民の生活上の困りごととして、「必要な情報が受け取れない」、「日本語でのコミュニケーション」が多いです。

【日本語能力】 外国人市民の日本語能力(聞く、話す)は、「単語だけはわかる」が1番多く、2番目は「日常会話ならできる」です。

【地域との関わり】 7割以上の市民が「外国人市民との間に壁がある」と回答しています。最も大きな壁は「言葉の違い」であると感じています。



アンケート調査の結果は二次元コードからみることができます↓



－基本理念(めざす姿)－

外国人市民が安心して日常生活を営み、地域の一員として支え合う、誰もが暮らしやすいまち 丹波市

様々な場面におけるめざす姿

【**地域**】 外国人市民と日本人市民が交流し、お互いに理解を深め、支え合いながら暮らしています。また、外国人市民が地域社会の一員として活躍しています。

【**学校**】 すべてのこどもが互いの違いを認め合い、多文化共生意識を深めています。また、外国につながるのあるこどもたちが自分らしく、安心して学校生活を送っています。

【**職場**】 言語や文化などの違いに配慮した職場づくりが進み、外国人市民が能力を十分に発揮し活躍しています。

【**公共施設・機会**】 外国人市民が、言葉の壁なく、公共サービスや行政情報を受けています。また、市民向けの多文化共生意識や国際理解を深める機会が多様にあります。

取組方針

人権の尊重

市民一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らすことができる社会の実現をめざし、偏見や差別をなくするための啓発・教育を行います。

取組の例

- ・セミナーやパネル展示などの啓発活動
- ・地域、学校、職場などのあらゆる場を通じた人権教育の推進

生活支援

外国人市民が安全に安心して暮らせるよう、言語や文化、習慣などの違いに理解を深め、外国人市民に対応した取組を推進し、外国人市民の生活環境を整備します。

取組の例

- ・やさしい日本語で書かれた生活ガイドブックの作成・配布
- ・研修による外国人相談対応のスキルアップ

コミュニケーション支援

日本語での対話などに課題を抱えている外国人市民にコミュニケーション支援を行います。また、日本語学習を必要とする外国人市民に学習機会を提供できるよう、地域の日本語教育を推進します。

取組の例

- ・タブレット端末による通訳システムの活用
- ・新たな日本語教室設置などの拡充、日本語学習支援者の確保

地域における多文化共生の推進

同じ地域の一員としてお互いを尊重し、外国人市民が「生活者」として地域社会へ参画できるよう、多文化共生意識の啓発を行うとともに、外国人市民と共に実施する地域の活動を推進します。

取組の例

- ・外国人市民と日本人市民の交流イベントの開催
- ・外国人市民、地域、市内事業所などによる多文化共生のネットワークづくり

丹波市国際交流協会を知っていますか？

丹波市国際交流協会は、生活の相談や日本文化を体験するイベント、日本語教室の運営など、外国人市民の方が安心して暮らさるようお手伝いをしています。おなじ丹波市で生活する市民として、みんなで助け合う気持ちを大切にしていきたいと思います。

右の二次元コードから丹波市国際交流協会の活動をみることができます。



日本文化体験イベントの様子



春日日本語教室の様子

「多文化共生」の定義

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
(総務省:「多文化共生の推進に関する研究会報告書」から)

「外国人市民」の定義

外国籍の市民、外国にもルーツを持つ市民を「外国人市民」と記載しています。

丹波市多文化共生推進本基本方針の全文は右の二次元コードからみることができます

